

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月10日(水) 午後1時30分から午後2時12分

2. 開催場所 つくばみらい市谷和原公民館 大会議室

3. 出席者

農業委員(10人)

会 長	10番	齊 藤 常 夫
会長職務代理	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	海老原 茂
委 員	2番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	飯 泉 秀 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	6番	前 島 守
委 員	7番	菊 地 典 夫
委 員	8番	羽 田 茂
委 員	9番	矢 口 剛

農地利用最適化推進委員(10人)

委 員	大山 謙吉
委 員	榎田 実
委 員	飯田 一夫
委 員	文隨 靖
委 員	中島 一郎
委 員	小菅 庄一
委 員	吉田 義博
委 員	豊島 芳夫
委 員	羽田 貞義
委 員	飯泉 博

農業委員会事務局職員(4人)

事務局 長	成 嶋 均
事務局 長補佐	浅野 博之

主 査 大久保慎太郎
土田 直希

4. 欠席委員
なし

5. 傍聴者
なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	農地法第3条の規定による地上権設定の許可について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（成嶋事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和3年2月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

ここで皆様にお願いがございます、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにしていただきますようお願い致します。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番、会長挨拶、齊藤会長よりご挨拶いただきます。齊藤会長お願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

皆様こんにちは、2月の定例総会にご出席頂きまして誠に有難うございます。

今回の総会には、農地利用最適化推進委員さんもお出席いただいております。

前回、農地利用最適化推進委員さんが参加されたのは昨年10月の総会ということで、コロナ対策により、しばらく推進委員さんには連絡会を中止しまして大変ご迷惑をお掛

けしたところであります。

今回もまだコロナが流行っているということで、谷和原公民館での開催により、ソーシャルディスタンスを保つということにしておりますので、ご協力をお願いします。

さて、令和3年度の水稻の生産であります。令和2年度の消費量の減少、あるいは新型コロナウイルスの影響による業務用米の消費の低迷、このようなことがありまして民間在庫が積みあがっている状況になります。

このようななか、令和3年度の米価がどうなるかは非常に心配されるところでありますが、つくばみらい市の令和3年度生産目標がほぼ決まっております。

令和3年度の実産数量目標に相当する数値は70.4%ということで決まりました。各々の生産者がこの生産目標達成に取り組んでいただきまして、なんとしても米価の維持をしていく必要があると思っております。

ここにお集まりの皆様方にはかなり大規模に米生産をしている方もいますので、そうした方を中心に目標達成を図っていただければと思います。

本日の総会は、議案6件と報告事項2件となっております。皆様の真摯なご審議をお願いしまして、簡単ですが挨拶と致します。よろしくお願いいたします。

1. 事務局（成嶋事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達しておりますので会議は成立しております。

また本日は、農地利用最適化推進委員さん10名にも出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

まず、議事日程の3番であります議事録署名委員の選出でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。9番、矢口委員、3番、飯泉委員の2名に議事録署名委員をお願いしたいと思います。書記は、事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は1件となっております。1ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は営農型太陽光発電設備を設置するための使用貸借となっております。申請地は、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は1.45㎡、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は2.13㎡、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は0.43㎡、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は0.85㎡、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は1.08㎡、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は0.50㎡、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は1.69㎡、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも畑、面積は0.23㎡、合計8筆、8.36㎡でございます。許可日から3年間の一時転用となっております。

申請面積につきましては、営農型太陽光発電設備の支柱の面積の合計となっております。

営農型太陽光発電設備の設置につきましては、地上権の設定を行うための許可申請を受理しており、議案第3号「農地法第3条の規定による地上権設定の許可について」において審議していただきます。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。その前に今回の議事について、7番菊地委員が議事参与になっております。後ほど退席していただくこととなりますので、よろしくをお願いします。それでは現地確認及び書類審査の報告を8番、羽田委員よりお願いします。

1. 羽田委員

はい、議案第1号農地法第5条でございます。2月3日午後1時30分より、メンバーは、齊藤会長、栗原委員、前島委員、私羽田、事務局より成嶋局長、大久保主査の6名で書類審査、現地調査の確認を行いましたので報告いたします。

受付番号1番、地図は2ページをご覧ください。申請地はJ A小絹ホールの南側の田でございます。申請地の農地区分は、農振農用区域内農地と判断いたします。申請者は、申請地に営農型太陽光発電設備を設置する計画となっております。資金計画については自己資金で賄い、関係他法令との調整もされており、令和6年2月9日までの3年間の一時転用となっております。

仮設工作物の設置等一時的な利用でその必要性があり、かつ、農業振興地域整備計画に支障を及ぼさないことから、営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用の許可要件を満たしていると考えます。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議していきますが、議案第1号受付番号1番は7番、菊地委員が議事参与の制限となっております。菊地委員の退席をお願いします。

（菊地委員退席）

1. 議長（齊藤会長）

それでは、議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。菊地委員の復席をお願いします。

（菊地委員復席）

1. 議長（齊藤会長）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は5件となっております。

3ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は、 字
 番、地目は登記、現況とも畑、面積は66㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、 字 番 、地目は登記 山林、
現況 畑、面積は218㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、 字 番 、地目は登記、現況とも田、面積は201㎡、
 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は639㎡、
 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は950㎡、
 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は1,880㎡、
 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は49㎡、
 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は2,356㎡、
 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は601㎡、
 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は211㎡、
 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は142㎡、
 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は99㎡、
 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は239㎡、
 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は416㎡、
 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は396㎡、
 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は892㎡、
 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は132㎡、
 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は509㎡、
 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は766㎡、
 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は958㎡、
 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は1,150㎡、合計19筆12,586㎡の自作地、契約内容は売買となっております。こちらにつきましては、持分移転になります。

続きまして受付番号4番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は266㎡の小作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は4,370㎡、
 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は930㎡、合計2筆5,300㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず、伊奈地区につきまして、3番、飯泉委員よりお願いします。

1. 飯泉委員

議案第2号の農地法3条所有権移転について、1番、2番について説明させていただきます。2月3日午前9時よりメンバーは、齊藤会長、海老原委員、矢口委員、私、事務局より成嶋局長、大久保主査の6名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、地図は5ページになります。申請地は藤代に向かう県道の小貝川手前の信号を左折して、少し行った先の左折した土地になります。申請者は別紙の調査書にもありますが、自作地を約70アール耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。申請地は、登記現況とも畑、1筆66㎡を、規模拡大のため売買により譲り受け、農機具置場への進入路として使用する予定です。

続きまして、受付番号2番、こちらも地図は5ページになります。現地は同じく県道の藤代に向かう小貝川に架かる二三成橋の北側の橋詰の堤防下を左折した場所にありました。耕作者は、自作地約94アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。申請地は、登記現況とも畑、1筆218㎡を、規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

なお、1番、2番については、譲渡人と譲受人が同一であり利便性を考慮した申請と思われる。以上のことから1番と2番につきましては、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われ。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。続いて谷和原地区につきまして、4番、栗原委員より報告をお願いします。

1. 栗原委員

2月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先ほど羽田委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号3番、地図は6から8ページになります。申請地は19筆ということにか

なり点在しております。地図は6ページで、福岡堰土地改良区の事務所があり、その東側に畑が点在しております。地図の7ページが中央に東櫛戸台線がある東側に田及び畑が点在しております。地図の8ページですが台通用水路、川通用水路の止水ゲートがある南側に田と畑が点在しております。それぞれ耕作されている所と、遊休農地となっている所と様々でした。申請者は、自作地約343アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。申請地は、登記現況とも田、6筆6,075㎡、登記現況とも畑、13筆6,511㎡、合計19筆12,586㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻・野菜を作付する予定です。

続きまして、受付番号4番、地図は9ページになります。申請地はこちらも台通用水路、川通用水路の止水ゲートの南側で、集落の中に位置しております。申請者は、自作地と借入地あわせて113アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。申請地は、登記現況とも田、1筆266㎡で、現在も譲受人が小作地として農業用ハウスとして使用している農地を売買により譲り受けるものです。

続きまして、受付番号5番、地図は10ページになります。申請地は消防署谷和原出張所の南西側で現在もきれいに耕作されておりました。申請者は、自作地と借入地あわせて約662アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。申請地は、登記現況とも田、2筆5,300㎡で規模拡大のため、農地中間管理機構の特例事業を利用し、売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

以上のことから、3番から5番については、それぞれ農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われまます。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりました。これより審議をいたします。まず議案第2号の受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。
（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

5番、中山職務代理、どうぞ。

1. 中山職務代理

受付番号3番の方は今回の耕作放棄地や、以前にも所有する農地は何も耕作していないようである。農機具は所有していて許可要件は満たしていると思うが、居住地から遠い場所もあり、許可要件を満たしていれば許可しても構わないものなのか。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局より説明を求めます。

1. 事務局（大久保主査）

申請者の居住地から遠い場所で申請のあった農地ですが、現在は、耕作放棄地に該当しておりません。今後、耕作放棄地になった場合には、基本的に農地法3条の許可要件を満たしませんので、事務局より説明することになると思います。

1. 議 長（齊藤会長）

耕作放棄地になる心配が多々あるので、今後農地パトロール或いは、今年の夏に耕作放棄地の調査がありますので、このへんを中心に確認をしていきたいと私の方は思っています、よろしく願います。その他ご質問はございますか。

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号5番についてご質問のある方、挙手願います。
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
(全員挙手)

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて議案第3号「農地法第3条の規定による地上権設定の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第3号「農地法第3条の規定による地上権設定の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による地上権設定の許可申請は1件となっております。

11ページをご覧ください。受付番号1番ですが、先程、議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受付番号1番で説明させていただきました案件になります。申請地は、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも田、面積は3,059㎡、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は4,262㎡、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は971㎡、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は1,865㎡、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は2,194㎡、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は1,200㎡、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は3,710㎡、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも畑、面積は639㎡、合計8筆、17,900㎡でございます。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。6番前島委員よりお願いします。

1. 前島委員

報告させていただきます。メンバーは、議案第1号で羽田委員から報告のあったメンバーになります。議案3号の3条、区分は地上権になります。日付は2月3日に書類審査、現地調査結果を行っております。

受付番号1番、地図は12ページになります。申請地は先程と同じ場所になります。

現地報告としましては、谷津田の状態で見ると悪そうな所です。そちらの方に太陽光発電設備を設置するということだそうです。

申請者は、営農型太陽光発電設備の設置のために、3年間の地上権を設定するものであるため、許可しても差し支えないと思われまます。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議していきますが、この件も7番菊地委員が議事参与となっております。退席をお願いいたします。

（菊地委員退席）

1. 議長（齊藤会長）

それでは、審議いたします。議案第3号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手あり）

1. 議長（齊藤会長）

はい、3番、飯泉委員。

1. 飯泉委員

営農型ということで、確認では作付けをするという説明になると思うが、例えば今は市の許可ですが、以前は県の許可ですと作物を作った場合、定期的な作付け状況の検査があったように承知しているのですが、これが市のほうで許可するという形になった場合に、作付けの状況といったものはどのように検査なりを行うのか。

1. 議長（齊藤会長）

事務局より説明を求めます。

1. 事務局（大久保主査）

毎年2月に収量報告ということで下部の農地でこういったものを、どれだけ作っているかといった報告書を提出していただくことになっております。

1. 議長（齊藤会長）

この報告書を提出していただくとき、その知識がある人、知見を有する者からの所見を記載した報告になっておりますので、農業委員会は、定期的に作付け状況を確認するのではなくて、そういった報告をもって最後の確認をしていくことになる。その他ございますか。

ないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。菊地委員の復席をお願いします。

(菊地委員復席)

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（浅野補佐）

それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。13ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が85筆で、193,006㎡、畑が45筆で、48,249㎡、合計130筆、241,255㎡です。貸し手が45人で、借り手が16人となります。

次に更新案件ですが、田が13筆で、24,780㎡です。貸し手が7人で、借り手が6人となります。

合計では、田が98筆で、217,786㎡、畑が45筆で、48,249㎡、合計143筆、266,035㎡です。貸し手が52人で、借り手が22人となります。

権利の設定開始は、令和3年3月1日、令和3年4月1日からとなります。

詳細につきましては、14ページから21ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

これより審議いたしますが、20ページの受付番号133番、134番が6番、前島委員、受付番号135番から143番が7番、菊地委員、それぞれ議事参与になっております。したがって、3つに分けて審議を進めてまいります。まず、受付番号1番から132番について審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。受付番号1番から132番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。全員賛成により受付番号1番から132番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、受付番号133番、134番を審議いたします。6番、前島委員の退席をお願いします。

(前島委員退席)

1. 議長（齊藤会長）

それでは審議します。受付番号133番、134番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。受付番号133番、134番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により受付番号133番、134番は原案のとおり許可することに決定いたしました。前島委員の復席をお願いします。

(前島委員復席)

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて、受付番号135番から143番を審議いたします。7番、菊地委員の退席をお願いします。

(菊地委員退席)

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは審議します。受付番号135番から143番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので採決いたします。受付番号135番から143番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号135番から143番を原案のとおり許可することに決定いたしました。菊地委員の復席をお願いします。

(菊地復席)

1. 議 長 (齊藤会長)

以上審議の結果、議案第4号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の(案)を削除をお願いします。

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局 (浅野補佐)

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の

決定について（中間管理事業）」を説明いたします。22ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が17筆で、31,420㎡、畑が3筆で、9,961㎡、合計20筆、41,381㎡です。貸し手が4人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和3年4月1日からとなります。

詳細につきましては、23ページの農用地利用権設定計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。説明は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第5号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（浅野補佐）

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても24ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が17筆で、31,420㎡、畑が20筆で、23,514㎡、合計37筆、54,934㎡です。貸し手が11人、借り手が6人となり

ます。

権利の設定開始は、令和3年4月1日からとなります。

詳細につきましては、25、26ページの農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

1. 議長(齊藤会長)

これより審議していきますが、26ページの受付番号29番から37番は榎田推進委員が議事参与の制限となっています。したがって、全体を2つに分けて審議をまいります。

まず最初に、受付番号1番から28番を審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手あり)

1. 議長(齊藤会長)

はい、3番、飯泉委員。

1. 飯泉委員

9、10、11番について、中間管理機構に10アール当たり180キロとなっておりますが、この辺は相対ということで決まっていると理解してよろしいか。かなり多い契約になるのかと思われます。

1. 議長(齊藤会長)

事務局より説明を求めます。

1. 事務局(大久保主査)

こちらの方は、地権者と耕作者がお互いで決めていただいた賃借料となっております。事務局が賃借料を決めている訳ではなく、お互いの契約の中で決まった数量となっております。

1. 飯泉委員

そこにはお互いの理解があったということですね。

1. 事務局（大久保主査）

そのとおりです。

1. 議長（齊藤会長）

そのほかございますか。無いようですので採決いたします。受付番号1番から28番まで議案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成につき受付番号1番から28番については原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、受付番号29番から37番を審議いたします。榎田推進委員の退席をお願いします。

（榎田推進委員退席）

1. 議長（齊藤会長）

それでは審議します。受付番号29番から37番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。受付番号29番から37番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号29番から37番を原案のとおり承認することに決定いたしました。榎田推進委員の復席をお願いします。

（榎田推進委員復席）

1. 議長（齊藤会長）

以上審議の結果、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項3件を、一括して事務局より報告願います。

1. 事務局（成嶋事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は27ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、みらい平地区が2件、小絹地区が1件となります。申請理由は、自己住宅建築のための売買が3件となっております。受付番号1番と3番は申請地が同一地番になりますが、持分が変更になったため、再度申請されたものです。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は28ページから33ページをご覧ください。

今回の合意解約は23件となります。解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが9件、耕作者変更のためのものが13件、中通川河川改修工事に伴う用地買収のためのものが1件となります。

報告は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

以上で全ての議題が終わりました。これをもって本総会を閉会といたします。